

## 鳴門市 LoGo フォーム利用規約

### 第1条 目的

本規約は、株式会社トラストバンクが運営するノーコード電子申請システム「LoGo フォーム（以下「本システム」という。）」を利用して、鳴門市（以下「本市」という。）の申請・届出等の手続をオンラインで行うために必要な事項について定めるものです。

### 第2条 利用規約の同意

本システムは、株式会社トラストバンクが提供する「LoGo フォーム」を利用したサービスであり、本システムを利用して電子申請の手続を行うためには、必ず、本規約、鳴門市 LoGo フォームプライバシーポリシー（以下「プライバシーポリシー」という。）及び「LoGo フォームシステム利用規約（一般ユーザー）」（以下「LoGo フォーム利用規約」という。）を確認し、同意する必要がある、これらの規約に同意することができない場合は、本システムを利用することはできません。なお、本システムを利用する方は、本規約、プライバシーポリシー及び LoGo フォーム利用規約に同意したものとみなします。

### 第3条 電子証明書の確認・利用

利用者が、電子申請の手続に当たり、公的個人認証サービスによる電子証明書を利用する場合は、株式会社サイバーリンクスが提供するスマートフォンアプリ「マイナサイン」を利用して署名用電子証明書の確認を行います。

### 第4条 禁止行為

本システムの利用に当たっては、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 本システムを電子申請以外の目的で利用すること。
- (2) 本システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (3) 本市の業務及び他者の利用を故意に妨害すること。
- (4) その他法令等に違反すると認められる行為をすること。

### 第5条 禁止事項に対する防御措置

本市は、本システムに対し、前条各号のいずれかに該当する行為が明らかな場合又は該当する行為があると疑うに足りる相当な理由がある場合は、本システムの停止等必要な措置を行うことができるものとします。

### 第6条 システム利用可能時間

本システムの利用可能時間は、原則として24時間365日とします。ただし、機器メンテナンス等により、利用者に予告なく本システムの利用を停止する場合があります。

## 第7条 システムの停止

本市は、利用者に対し、次の各号の一に該当すると認められた場合は、事前に通知し、本システムの利用を停止又は制限することができることとします。ただし、緊急を要する場合は、通知することなく本システムの利用を停止又は制限することができることとします。

- (1) 本システムを本規約に反する目的で使用し又は使用しようとした場合
- (2) 不正アクセス、ウイルスの送付等本システムを公序良俗に反する目的で使用し又は使用しようとした場合
- (3) 天災、事変その他の非常事態の発生又は本システムの重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合
- (4) 本システムの利用が著しく集中した場合
- (5) その他本システムの運用において支障を及ぼし又は支障を及ぼす恐れがある場合

## 第8条 免責事項

本市は、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負いません。また、本システムの運用の停止、休止、中断又は制限等により発生した本サービス利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負いません。

## 第9条 個人情報の保護

- (1) 利用者から提供された個人情報は、利用目的の範囲内で利用または提供します。個人情報は、法令等の規定に基づく場合や本人の同意がある場合など一定の例外にあたる場合を除き、利用目的以外の目的に利用したり第三者に提供したりすることはありません。
- (2) 収集した個人情報については、厳重に管理し、漏えい、改ざん等の防止に適切な対策を講じます。

## 第10条 問い合わせ窓口

本システムの利用に関する問い合わせ窓口については、次に掲げるとおりとします。ただし、手続の内容に関する問い合わせは、各手続の担当部署に連絡してください。

- (1) 問い合わせ窓口：鳴門市企画総務部デジタル戦略課
- (2) 問い合わせ方法：電子メールにより行うものとします。
- (3) 連絡先：info\_system@city.naruto.i-tokushima.jp

## 第11条 利用規約の変更

本市は、必要に応じて、利用者へ事前に通知することなく本規約を変更することができるものとします。

## 第12条 準拠法・裁判管轄

- (1) 本利用規約の解釈、適用に当たっては、日本国の国内法を準拠法とします。
- (2) 本システムの利用にあたり、本市と利用者との間で生じた紛争については、相互で誠実に解決に努めることとします。
- (3) 前項により解決が図られず、司法の判断を求める場合には、徳島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、必要な手続を行うこととします。

## 附則

本規約は、令和6年1月15日から施行します。